

国立大学法人京都大学予算規則新旧対照表

改正前	改正後																														
<p>本文(略)</p> <p>別表 予算単位及び予算責任者(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予算単位</th> <th style="text-align: center;">予算責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学文書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財研究センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部(教育推進部及び情報環境部に係るものを除く)</td> <td>財務部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 施設環境部については、施設整備事業及び財務・経営センター施設費交付事業等に関する予算の範囲とする。</p>	予算単位	予算責任者	文学研究科・文学部	研究科長	(中 略)		大学文書館	館長	埋蔵文化財研究センター	センター長	(中 略)		本部(教育推進部及び情報環境部に係るものを除く)	財務部長	<p>附 則 この規則は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>別表 予算単位及び予算責任者(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予算単位</th> <th style="text-align: center;">予算責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学研究科・文学部</td> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学文書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>物質-細胞統合システム拠点</td> <td>拠点長</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財研究センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部(教育推進部及び情報環境部に係るものを除く)</td> <td>財務部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 (同 左)</p>	予算単位	予算責任者	文学研究科・文学部	研究科長			大学文書館	館長	物質-細胞統合システム拠点	拠点長	埋蔵文化財研究センター	センター長			本部(教育推進部及び情報環境部に係るものを除く)	財務部長
予算単位	予算責任者																														
文学研究科・文学部	研究科長																														
(中 略)																															
大学文書館	館長																														
埋蔵文化財研究センター	センター長																														
(中 略)																															
本部(教育推進部及び情報環境部に係るものを除く)	財務部長																														
予算単位	予算責任者																														
文学研究科・文学部	研究科長																														
大学文書館	館長																														
物質-細胞統合システム拠点	拠点長																														
埋蔵文化財研究センター	センター長																														
本部(教育推進部及び情報環境部に係るものを除く)	財務部長																														